=消費生活相談員のための判例紹介=

いわゆる恋人商法が不法行為と認定された事例。23 歳の看護師が、2ヶ月弱の間に5回にわたり、販売業者事務所や喫茶店で長時間にわたり勧誘され、クレジットや銀行からの借入れによって宝飾品を購入した事案。通常の契約締結過程から著しく逸脱した方法によるもので、全体として社会的相当性を欠くものとして、会社と従業員に損害賠償を命じた判決(http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20080108171958.pdf)。

京都地方裁判所平成 19年(ワ)第 1050号 平成 19年 12月 19日判決 弁護士 浅岡美恵(京都弁護士会)

1 問題の所在

いわゆる恋人商法とかデート商法と呼ばれる勧誘行為類型は 20 年以上前からみられてきた。電話をかけて親しくなり、デートまがいに呼び出し、呉服店に連れていき、訪問着や留袖など高額の着物などをクレジットで購入させるというものであった。一人の看護師の相談を端緒に、同じ寮内から 10 人以上の被害者が確認されたこともある。商品は呉服から毛皮、最近では宝石類が目立つ。

消費者契約法に意思表示の取消権が導入されたが、恋人商法では心理学的な手法で購入者の購入意思を形成させているため、本人も自分の意思による契約との意識であることが多い。そのため、消費者契約法第4条の取消事由の該当性が難しい事案が多いのが特徴である。2004年改正の特定商取引法にも契約取消権が導入されたが、不実告知による誤認による契約と構成することは、要件の該当性でも立証上でも難しいのが通常である。

また、近年、各地の消費者保護条例で禁止行為の 類型を拡充しているが、最も近い類型として、「判断 力の不足に乗じる等の不当な手段を用いて契約の締 結を勧誘」(京都府消費生活安全条例第 15 条(1)な ど)があるものの、恋人商法そのものを意識した禁 止条項はいまだみあたらない。だが、不道徳で反社 会的勧誘方法であると指摘し、和解で解決している 事案は少なくないのではないか。

2 判決例

判決例として確認できたのは、仙台地裁の平成16年10月14日判決である(判例時報1873号)。昭和51年生まれで、判決で同年代の者や通常人と比べて判断力に乏しいとされている男性である。アルバイト程度の仕事で恋人もなく結婚も考えておらず、宝石に興味もなかったところへ、20歳程度の女性従業員が、平成12年4月から平成14年11月2日までの間に6回にわたり貴金属を購入させ、クレジット契約総額650万円に及び、返済のために消費者金融からも借入をしていた。平成14年11月3日に家族に発覚し、クーリング・オフの通知を出させたが、販売会社はクーリング・オフを撤回させようとし、

同年11月12日に焼身自殺したという事案で、両親が慰謝料を請求した事案である。判決は、勧誘行為をいわゆるデート商法ないし恋人商法と認めた上で、その余の一連の行為を不法行為と評価し、クーリング・オフを撤回させようとしたことと自殺との因果関係を認めて両親に計600万円の慰謝料を認めたものであるが、被害者の判断能力が通常より劣っているとの認定も同時になされており、自殺という結果に対する損害賠償を求めた点でも、特殊なケースといえる。

3 本件事案の概要

本件は、典型的な恋人商法の事案である。2006 年4月から、当時23歳の看護師が郷里を離れて京都の大学病院に勤務し、寮生活を送るようになって間もなくの頃に被害にあった原告が、販売会社Aと担当従業員Bに不法行為による損害を賠償請求した事案である。本件では被告会社は送達も困難で、結局、欠席であったが、被告従業員は出頭し、事実と責任を争ったため、証人尋問も行われた。そのため、被告会社の恋人商法の勧誘実態が明らかになった。

2006年6月7日、BはAの方針によって名簿業者からの寮の名簿によって電話をかけ、アパレル関係の会社であるとのみ説明して、宝石の販売をしているとの説明はしなかった。アンケートに答えて欲しいとして原告の出身地や性格、好みなどを聞き出し、自分のいとこが原告と同郷であると話して親近感をもたせ、「友達になろう。」、「出会いを大切にしたい。」などと思わせぶりな発言をし、1時間ほど電話で話した末に、「イベントがある」と誘い、2日後に大阪で会う約束をした。実際は、特別なイベントを行っているわけではなく、Bも、原告がBと話をしたいと思って会う約束をしたことは分かっていた。

結局、6月9日に120万円のネックレスを購入し、 以降、同年7月25日までの1ヶ月半の間に5回に わたり、計340万円余の宝飾品を購入した(但し、 1回目のクレジット契約は解約になり、5回目の3 0万円はBが代金を支払っている。)。

一連の勧誘の最初である6月9日、Bは午後1時 に待ち合わせ、食事をした後にビルの1室の被告店 舗に連れて行き、2時間余をかけて会社の業務や宝 飾品について説明をした。これは、原告にAやBの 専門性を示し、取引先として知られた業者の名前を あげて信用のある会社であると印象づけ、その卸売 業者であって安く購入できると思わせることにある。

Bは代金総額を示さないまま、「つけてみようか。 これなら月2万円もいかない。」などとネックレスを 勧めた。原告は貴金属の購入経験も関心もなく、「今 すぐ決められない。ローンを組んだことがない。」と ためらっていたが、「似合っている。若いうちに買っ ておけば将来のためになる。」と長時間にわたって勧 誘を受けた末、断り切れずに契約することになった。 その段階で、商品代金は120万円である旨の記載の ある契約書を示し、署名を求められた。原告は代金 額に驚いたが、今さら拒否できないと思い署名した。 原告が印鑑を持参していなかったため、自宅まで送 ると装い、契約書に捺印させている。Bらはこれを 「印鑑回収」と呼ぶ。契約書に署名後で、Bの上司 から、「解約しないでね。解約するんだったら今契約 しないで。」と言われ、原告はBと親しい関係になっ たと思い、解約できないと思った。

なお、Bは、「値段は客に決めてもらう」と証言している。購入意思を明確にするまでは月額支払い額の話しかせず、Aの支払い方法はすべて 60 回払い契約であるので、月額支払い額に 60 回を乗じたものが総代金となるとの意味である。

第1契約の後、「商品ができあがった。着けているところを見たいから」とか、販売業者が信販契約を利用できなくなったためであるが、「クレジットを組み直すため」とか、原告に銀行口座をつくらせて借入させて支払わせるために、「金利の安いローンに換えよう」と誘うなど、新たな購入のためとは思わせずに呼び出し、結局、出会ってしまうと、断り切れずに契約することとなった。Bは断りにくい性格であることを看破していた。

4 商品の価値の立証

このような商法で販売されている商品の価値は代金相当ではなく、不当に高額であることが問題となる。しかし、価額について客観的鑑定を得ることは難しい。また、本件ではいわゆるB鑑定とよばれる鑑別書が添付されていた。そこで、宝石販売業者から書面で評価を得ることはできなかったが、原告代理人において店頭販売の場合の価格を聴取したところ、本件売買代金は通常の店頭販売価格の約4倍であることが確認された。聴取結果を原告代理人の聞き取り報告書として提出した。

第1契約はクレジット契約が解約処理され、親業 者から既払い金の返還を受けたので、第2契約以下 につき訴訟を提起した。Aは訴訟中に 10 万円だけ 弁償した。

5 本判決の結論

これらのA及びBの行為について、「異性に対し て無差別に電話勧誘をした上、異性の警戒心を解い て思わせぶりな言葉を用いたり、飲食をおごったり するなどして契約締結の勧誘に乗ってしまいやすい ような状況を作り、Aの事務所に連れて行き、Bが その上司とともに長時間にわたって契約締結のため の説得を行い、その際には商品の客観的な価値につ いての説明をせずに、先に月々のローン支払額の負 担がそれほどでもないと思わせて契約締結に応諾さ せた後に、商品代金を明示し、関係書類への署名を させ、それが終了すると、顧客を送りとどけるなど として印鑑を捺印させ、クーリング・オフ権につい て一応の説明はするものの、期間内の権利行使を差 し控えさせるために、親には秘密にさせたり、解約 しないでほしいと説明するなどしていた他、商品代 金は客観的価値の概ね4倍以上の高額なものとなっ ていた」ことなどから、AとBによる一連の販売方 法は、「通常の契約締結過程からは著しく逸脱した方 法によるものであり、全体として社会的相当性を欠 くもので、不法行為に該当するものであると評価せ ざるをえない。」とした。また、Bが一般社会で許さ れる範囲の駆け引きの問題であると争ったことにつ いて、「最初に商品代金を明示せずに、月々のローン の支払い額がいくらになるかについてやりとりをし て、先に契約締結に応諾させた上、関係書類に署名 させる直前になって商品代金を告知するという方法 は、一般社会で許容されるようなものではなく、思 わせぶりな発言をすることについても、売買契約締 結に向けての勧誘行為の過程でなされていることを 考慮すれば、単なる男女関係の駆け引きの問題とい はいえない。」として、退けた。

6 損害

A及びBに対し、原告の実損額である168万円と弁護士費用30万円(訴訟外のクレジット契約の解約についての報酬が加味された)の損害賠償が命じられ、確定した。しかしながら、A及びBから回収には至っていない。

本件判決後、滋賀県で、恋人商法を行っていた者が詐欺で有罪判決を受けた。商品を購入させただけでなく、お金を「貸す」ことをさせていたもので、滋賀県不正商取引専門検査員が同種事件の多発から気付き、捜査・立件に至ったものである。心と意思をかすめ取る恋人商法の極めというべき事案である。